

会 議 録

会議名	令和8年度 第1回社会教育委員の会議
開催日時	令和8年5月25日(月)午後1時30分 ～ 午後5時
出席者名	[那覇市社会教育委員] (議長) 安里幸治、(副議長) 土屋恭子、上原博、仲村渠好美、伊良波尚美、柴田聡史、谷本裕、添石幸伸、佐渡山要、佐和田紀子、松田孝、知念みね子 [那覇市教育委員会説明者等] 教育長 宮里寿子、生涯学習部部長 稲福喜久二、 生涯学習部副部長 稲福由乃 (生涯学習課) 課長 稲森恵子、主幹 島袋元治、主査 羽地聡子、主査 仲村美紀、主事 大嶺奈桜 (青少年育成室) 室長 我喜屋綾子、主査 宮平佳樹、主事 稲福美和、主事 島袋 実有 (教育相談課) 課長 仲宗根 司、主幹 新里 隆司 (総務課) 課長 平良美夏、副参事 仲間稔、主事 大濱賢葵
会議の内容	1 委嘱状交付 2 議題 ・社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付について ・D51 蒸気機関車の維持管理について
配付資料	(事前送付) 会次第、社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付・D51 蒸気機関車の維持管理 関係資料 (当日配付) 【差替】会次第、那覇市社会教育委員会議規則・委員名簿、(概要版)那覇市地域づくり推進方針、
審議状況(経過、結論)以下のとおり。	

1 議長・副議長の選出

2 委嘱状交付 宮里教育長より、新任委員 10 名へ委嘱状の交付。

3 諮問文(D51 蒸気機関車の維持管理について)の手交

4 議題

(1) 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付について

●議案第1号 社会教育法第 13 条に基づく社会教育関係団体への補助金交付の提案理由について。

社会教育法第 13 条に、地方公共団体が、社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が、社会教育委員の会議にて意見を聞いて行わなければならないと規定されている。よって、社会教育委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたく、この案を提出します。

ここにいう、社会教育関係団体とは、同法第 10 条で、法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する業務を行うことを主たる目的とするものです。

補助の対象とする社会教育関係団体の範囲の目安として、会則があること、自主的に会の運営がされていること、会計が適切に運営されていること、社会教育に関係ある事業が主であること、地域と密接な連携をとって、事業の推進がされていることなどが挙げられます。

また、那覇市では、補助金を交付する場合には、全庁的に定められている那覇市の補助金に関するガイドラインに沿って交付することになっている。補助対象経費ですが、資料1に交付金、補助金の交付要綱があり、那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱にある補助金の交付対象となる経費を掲載のとおり該当するものとなります。

補助金は、あくまでも支援であるという考え方から、原則として、補助対象経費の 2 分の 1 を上限としています。この点についても着眼いただき、ご意見をいただければと思います。

資料の 1 ページから 2 ページは、那覇市社会教育関係団体への補助金交付状況一覧となっています。団体名、補助金の種類、各団体の概要、目的、活動概要、令和 2 年度以降の補助額、主な補助金の充当先などを記載しています。この後、各団体の概要や、補助金等について説明するため、委員の皆様よりご意見等いただきたいと思います。

(議案説明等に関する質問は無かったため進行)

那覇市青少年指導員連絡協議会：教育相談課説明

●3 ページにあります那覇市青少年指導員連絡協議会について簡単にご説明します。

那覇市青少年指導員連絡協議会は、各中学校拠点として活動する青少年指導員などで構成されています。団体の目的については、教育相談課や関係機関、団体、地域と連携を密にし、青少年の非行防止、健全育成を目的とするとともに、会員相互の地域における課題の共有、指導員のネットワークづくりの促進を図るためとなっております。

活動については、中学校区ごとに、毎月第 1 第 3 金曜日の夜間街頭指導の実施や、那覇ハーリー、那覇大綱挽まつり、首里王朝祭りなど、那覇市の 3 大祭りでは、特別夜間街頭指導を行い、青少年への帰宅指導などを実施しています。毎月第 2 火曜日には、理事会を開催し、各地区の情報交換や特別街頭指導などの役割分担などを協議しております。その他、各中校区で行われるはたちの記念式典や、卒業式においても、主催者や学校の求めに応じて、会場周辺の巡回指導を実施しております。同会の令和 7 年度の決算額については、収入が 29 万 9401 円。そのうち、12 万が那覇市からの補助金となっております。補助金の充当先は、事務手当となっております。今年度は 14 万円の補助申請を受けており、事務手当と通信費に充当を予定しております。

補助の効果の所見について、那覇市青少年指導員連絡協議会は、学校関係機関及び地域住民と連携を図り、青少年の非行の未然防止や健全育成に大きく寄与し、社会的役割も大きく、欠かすことのできない役割を担っております。今後も同会が、多くの機関と連携を図り継続して活用するためにも、支援を行う必要があると考えております。

教育相談課からの説明は以上となります。

(質疑無しのため、会議進行)

那覇市PTA連合会：生涯学習課説明

●資料の 11 ページをご覧ください。

那覇市PTA連合会は児童生徒の健全育成及び福祉を増進するとともに、小学校 31 校、中学校 17 校の各单位PTAと地域社会との連携により、教育の振興発展に寄与している団体です。主な事業内容は、児童生徒の健全育成及び福祉向上、教育環境の整備、単位PTA相互の連絡調整、情報の交換、会員の研修、関係団体との連絡連携、関係機関団体への要請と協議、顕著な業績を上げた単位PTAその他の団体及び個人への顕彰を行っております。続きまして補助金概要、補助金額、主な充当先について説明いたします。

補助金は同団体の活動支援を図るため、運営の補助を行います。令和 7 年度の決算額は 150 万円、令和 8 年度の申請額も昨年同様 150 万円となっております。資料の 18 ページも併せてご覧ください。こちら差し替えてお渡ししている収支予算書です。令和 8 年度の予算案として、収入状況は約 846 万円となって

おり、那覇市からの補助金が約 17%の割合を占めています。補助金以外の財源は、各小中学校の単位PTAからの分担金が、約 82%を占めています。補助金の主な充当先は、会議の車賃、活動費の資料、行事準備費、事務局費の事務局手当、通信費、リース料、消耗品費となっています。

資料 11 ページに戻りまして、補助の効果、所管課の所見を説明いたします。まず、補助の効果としましては、全国、九州地区のPTA研究大会に参加し、日本全国の会員と情報交換を行ったり、家庭教育研修会を開催し、参加した多くの会員に学びの場を提供したり、また、会員の資質向上、PTA活動の促進を図り、児童の健全育成や福祉の向上に寄与しています。所管課としましては、各学校のPTA組織との緊密な連絡協力により、児童生徒の健全育成及び福祉の増進とともに、地域の教育力向上並びにPTA活動の健全な発展と教育の振興発展に大きく寄与している団体であると考えております。様々な実施事業を通し、会員の資質向上や各単位PTAの発展に資することで、児童生徒の健全育成を図っており、補助金を交付して団体を支援することが必要だと考えます。那覇市PTA連合会の説明は以上となります。

○説明ありがとうございました。

昨年も聞いていたら申し訳ないですが教えていただきたいのですが、14 ページ、精算書になるのでしょうか。その中で補助金支出の部の方で補助金充当という欄があるのですが、全額の支出金額に対して、補助金の充当した金額となっているのですが、この充当する基準っていうかですね。全額使ったものに対して、補助金の充当するのはこの金額ですよ。という説明だと思うのですが、この充当する金額の割り振る基準っていうか、どのように事務局側でもチェックしているのか、教えていただいてよろしいですか。

●基準ですが、那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱がお手元にあるかと思います。

そちらの第 4 条補助対象経費について、補助金の交付の対象となる経費は補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。とあって、この別表 2 対象のものが補助金充当するものとなっております。そのなる・ならないについて、PTAの方でも判断して、充当しています。

○事務局でもそれに該当するものを確認して、その充当額に 150 万きっちりと割り当てできるようにしているということでしょうか。150 万きっちりならないこともあるのかなって想定もしたのですが、それはなく、きっちりと科目ごとにぴったりと割り振っているということですよ。

●はい。

○今の答えになっているかどうかわかりませんが、補助を受けている側として、この補助の審査を受けている側として申しますと、その対象になっているか、なっていないかというのは、もちろん項目でもあるのですが、金額に関しては、領収書をしっかり見てもらって、その領収書がすべて全部合っているかどうか、間違いなく、合っているかということも確認してもらって、その領収書額、その金額を下回ってない、超えてればいい

っていうふうな感覚で私たちはやっていますけど。そういうことの返事でいいのかな。そういうふうなことで確認をしていただいています。間違いなく、収支が正しく、使われて、お金がちゃんと使われていますよっていうことの証明を私たちはやっておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○どこまで踏み込んで質問するのか。ちょっと戸惑ってしまったのですが、例えば、会議費の中の旅費総額が 9 万 6164 円のうち、7 万 4500 円は対象になりますよと。領収書でチェックして、それ以外の金額は対象外ですというこの区分けが、きっちり行っているかっていうことの確認です。なかなかそれって実務的に難しいと思ったりしたのですけども。

●ただいまのご質問、例えば旅費が 9 万 6000 円ですけども、補助充当が 7 万 4500 円になっているのは、交付先である PTA 連合会さんの方で、数字を合わせてこの補助対象額になっている数字でもってですね、こちらの方に、これに充当しましたということで、それは充当対象ですねっていうこちらも確認した上で、了承しています。

○私の理解では、例えば、9 万 6164 円すべてが、対象になる場合でも、満額ではなくて、旅費については 7 万 4500 円を充当するという PTA 側からの申請に対して決裁をしているという理解でよろしいですか。

●その通りです。

○説明ありがとうございます。他、何か質問ございますか。

(他質疑無しのため、会議進行)

那覇市女性連合会：生涯学習課説明

●那覇市女性連合会について説明いたします。

資料の 21 ページをご覧ください。那覇市女性連合会は各支部女性会の連絡を統括する組織として、明るいまちづくりと生活向上を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的に事業を展開している団体です。事業内容として、学習会、研修会、福祉活動、交通安全活動などが挙げられ、これらを通して家庭教育や地域の教育力向上に寄与しています。次に補助金概要、補助金額、そして主な充当先について説明いたします。補助金はどう団体の組織拡充及び活動支援を図るため、運営補助を行います。令和 6 年度の決算額は 73 万 2000 円。令和 7 年度の決算額は 73 万 2000 円。令和 8 年度の申請額も、昨年と同様に、73 万 2000 円となっています。令和 8 年度の予算案について説明します。資料 29 ページをご覧ください。

令和 8 年度の予算収入は 140 万となっており、那覇市からの補助金が 52.3%を占めています。その他の財源は会費、事業収入、寄付金、雑収入、繰越金となっております。補助金の主な充当先は、研修費、各部活動費、事務手当、通信運搬費、備品費となっています。

資料 21 ページに戻りまして、補助の効果、所管課の所見を説明いたします。補助の効果としましては、那覇市女性連合会芸能の集いの開催は、多文化共生社会の振興に寄与しながら、幅広い年齢層の交流の一助となり、子供の健全育成、地域福祉の向上や、大会に参加した各団体の今後の励みに繋がっています。また、開催した講演会や研修会の参加者、受講者からは、地域や団体内で悩みを抱える人たちからの相談にのったり、アドバイスをしたりすることができるようになったとの声が上がっており、女性の地域向上とリーダー育成、地域の福祉向上に貢献しています。

所管課としましては、市内の各支部、女性会と、連絡を密にし、明るいまちづくりと生活向上を目指し、社会福祉の増進に向けた諸活動を行っている社会的役割の大きい団体であると考えます。なは教育の日など、本市の各種施策、イベントへの関わりも多く、様々な分野の審議会協議会等の役員を担うなど、協働のまちづくり、及び那覇市政にも大きく貢献しており、補助金を交付して団体を支援することが必要だと考えております。那覇市女性連合会の説明は以上となります。

○ただいま那覇市女性連合会に対する補助金についての説明がありました。何か質問はございませんか。

○先ほど冒頭のところで確か補助の割合が半分を超えたらというようなのがあったと思うのですが、52.3%ということなので半分を超えているということなので確認というか、その場合には何かの、その超えてもといいという妥当性みたいなところを説明しなければならないというようなことがこのガイドラインのところにあったと思うのですが、それについては何か特別にプラスアルファの情報というかコメントみたいなものはありますでしょうか。

●先ほどの資料 1 の 4 ページにある那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱の第三条で補助金の額が補助事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で定めるとなっているので、上限は特に、この予算の範囲を確かに 52.3 ということで、2.3%ちょっと超過しておりますが、一応は予算的にはまだちょっと大丈夫なのでということと、あと、女性連合会さんの方の特に、いろんな事業に携わっていただいているということもありまして、この辺 2.3%、よろしいかどうかをまた、微妙なところなのですが。

○もちろんその予算の中で補助できるということとそれから、活動の内容が、何%超過するかしないかということとは別に非常に効果があって妥当であるというのはもう、それはもうとても理解するのですが、一応と言ったらあれなのですが、ガイドラインのところで一応支援だから半分までっていうふうに、市の方針として出ている中で、超えるっていうことに対して、この場でそんなに多分議論にはならないかもしれないのですが、いろんなところからそういうことを今後、その 2.3%ではなくもっとそれ以上というようなことになった場合にそういうことも、おそらく可能性としてはあるのかなと思ったので、そういう場合にはどのような対応をとられるのかなということからの質問です。

○はい。他何か質問ございませんか。

○ただいまの委員からのご意見で最もだと思っていてですね、やっぱりガイドラインの第 2 版にしっかりと掲載されているので、今回の会議も公開というところで、どっかで、そういったもの、パーセンテージを確認された方から質問聞いたときにはやっぱり、丁寧に説明できるように、いうところはやっぱり準備された方がいいのかなあと思います。

○一番、それ、とても私も危惧しております。私たちの方の、何て言うかな。収入減は、会員の減少っていうのが一番大きかったですけれども、あとですね、気にかかっているのがその会員会費 1 人当たり 300 円しかとってないです。なぜか知らないですけども、昔からそうで、他のところの会費を、団体さんの会費を見ると 1000 円とか 2000 円とかっていうふうになっているので、いざとなったら、私たちは、その会費を値上げして、この基準に達するような、収入源を確保しなければいけないのかなというふうには思っております。とりあえず自助努力はずっとずっと続けていきたいと思っております。それで、もしそれが、その努力が足りなくて、やっぱり半分に達しませんねっていうことであつたらもう、減額になることはやむを得ないかなって言うていいのかどうかっていうのは非常に迷っているところではございますが、今の私のところでは、気持ちでは、そういったところで、今年の目標は、その会員を、増やすっていうことをしております。努力は続けるつもりですので、皆さん、今年度は、どうぞご理解よろしく願いいたします。

○他何かご質問はありますか。

○内容に関して事務局でしっかり精査を行っていれば特に異論はないのですけれども、ちょっと他の今後の団体とも関連するので教えて欲しいのですが、9 ページ、令和 7 年度の決算を見ると、この補助金の主な充当先の中に 1 つに、備品費っていうのが、充当先になっているのですけれども。支出の 6 番にある備品費を見ると、パソコン代が 20 万とび 200 円ってことで、結構全体の、金額に占める割合っていうのが大きいと思うのですけれども。あわせてこういう備品の購入ですね、この補助の対象として利用していいのかどうかと、あとはその金額の基準などもあるのかですね、教えていただきたいと思います。でも先ほどの PTA 連合会と違ってどこに補助金を充当したかはわからないので、全体に占める割合で見たときにこのパソコンが少し目についたものですから。ちょっと教えていただければと思います。

●こちら資料 1 の、那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱第 4 条別表ですね。別表が 6 ページにありまして、その中の 8 番備品購入費に、パソコンが該当します。こちら上限は定めていないですね。

○先ほど 9 ページいったのですが、全体資料の 25 ページの方ですよ。25 ページですね、団体から計上されてる資料が、9 ページだったのですみません。25 ページの方です。ただいまの事務局の説明によると、備品の購入は、何でも OK だと。その際も金額の上限も問わないっていうふうには、理解してしまうと何か、問題

起きないのかなって気にもなったのですけども。けっこう他の補助金助成金の中で備品の購入を認めないとかですね、何か金額の上限設定があったりすることもあるものですから。もし、その辺が内部で説明できればなと思って今質問いたしました。

●ありがとうございます。確かに今現在備品購入費は実施に必要なものであれば、何でもOKで上限がありませんので、今後ちょっとその辺について検討していきたいと思います。

○金額もね。支援する意味では、出していただきたいですけど公平性っていう意味で、どっかで基準を設けておかないと。ただしその際、やはり物資物価の高騰も含めて、支援を受ける団体が利用しやすいようにね。そういった現実的な基準は、ぜひ検討していただきたいと思います。

○そういう貴重なご意見あるかと思います。今の件です。私も他の市内の他の別の課ですけど、やっぱりこの補助金を、やっぱり申請いただいて、補助を出すときに、活動費の中のこの何%とかって、基準があるようです。そこを上回ったものに関しては、補助対象外になるというのもあるので、その辺、那覇市の他の方ではそういうのがあるらしい。そこをやっぱりちゃんと情報共有しておかないと、上限がないって何でもかんでも備品購入できるってそうではないと思います。

(他質疑無しのため、会議進行)

那覇市青少年健全育成市民会議：生涯学習課説明

●那覇市青少年健全育成市民会議の団体概要について説明させていただきます。

資料の31ページをお願いいたします。設置目的、構成 那覇市青少年健全育成市民会議は、昭和56年7月29日に結成され、市の青少年健全育成施策を施行して、関係機関と相互に連携をとりながら、市民協働で次世代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に活動している団体です。市内各17中学校に置かれている青少年健全育成協議会を中心に組織されています。事業内容、(1)那覇市少年の主張大会。中学生が日常生活を通じて、日頃考えていることについて、意見を発表し、中学生の社会の一員としての自覚を促すと同時に、青少年健全育成に対する一般の理解と協力を深める機会としています。(2)那覇市少年自然体験委員、森の家みんな市内在住の小学校5年生から6年生を対象とした自然体験、自然体験学習です。児童生徒が森のみんなでの交流、自然体験を通して、視野を広げ、リーダーとしての資質を育み、地域社会に貢献する青少年の育成を図ることを目的としています。(3)青少年健全育成綱引き大会 運動により、健康な心身を育み、小学生、中学生、大人と異年齢が関わるチームを構成して参加することにより、縦横の触れ合い、繋がりを深め、各青少協の親睦を図ることを目的としています。(4)青少協の充実と活動の推進強化 市民会議の内部組織である青少協は、青少年の校外対策(夜間街頭指導)、スポーツ及びレ

ク、青少年健全育成綱引き大会。やる気元気旗頭フェスタ in なはなど、市内中学校卒業式の支援、各中校区はたちの記念式典の支援等の活動を行っています。市民会議から青少協へ助成金を交付することで、青少協の組織活動の充実と活動の推進強化を図り、児童生徒の健全育成につなげることを目的としています。

(5) なは教育の日関連事業「新春朗読会」舞台朗読家の熊澤軟水先生の朗読会を市内の中学校で開催することで、生徒に豊かな物語の世界を体験する機会を提供し、鑑賞マナーを身につけるとともに、言葉の大切さを認識してもらうことを目的としています。(6) なは教育の日関連事業片付け&調理体験勉強会 市内在住の小学 4 年生から 6 年生の親子を対象に、プロの収納アドバイザーによる講座と調理実習を体験できる勉強会を開催することで、児童と保護者が親子一緒に整理整頓の意義について学ぶ機会を作り、家庭教育力の向上につなげることを目的としています。

続きまして、補助金概要、前年度決算額、今年度申請額、主な充当先についてご説明いたします。①補助金概要、同団体が青少年健全育成に取り組む事業及び事務に要する経費を補助し、生涯学習の振興を図ることを目的としています。②前年度決算額、令和 7 年度決算額、収入総額は 882 万 1783 円。支出総額は 823 万 5967 円。差し引き額は 58 万 5816 円でした。③今年度申請額、令和 8 年度は 324 万 4000 円を申請しています。同団体の令和 8 年度予算の収入状況は、1074 万 8000 円となっており、那覇市からの補助金が約 30%の割合を占めています。補助金以外の財源としては、会費、賛助会費、青少年旗頭事業の委託料収入等となっています。④主な充当先 補助金の主な充当先は、中学校区ごとの青少協の活動費。少年の主張大会等の事業の活動費、諸手当、人件費、旅費等となっています。

最後に、補助の効果、所管課の所見についてご説明いたします。補助の効果 当該団体を補助し、活動を支援することで、地域と青少年をつなぐ取り組みが促進され、社会教育の充実や、青少年の健全育成に期待ができます。少年自然体験 in 森の家みんなでは、参加した子供たちが、那覇市の自然を体験することで、視野を広げ、班行動を通してリーダー育成につなげることができました。アンケートでは、これから自然を大切にして、自然を楽しみたいと思った。知らない人だけだったので心配だったけど、仲良くなれて、楽しかった。自然に関する内容がとてもよかったし、探検している自分に慣れたなどの声がありました。片付け&調理体験勉強では、整理整頓の意義を学び、親子で参加することによって、各家庭に合わせた片付けについて考える機会となり、家庭教育力の向上につなげることができました。アンケートでは、片付けの大切さや片付けのよさなどがわかった。家に帰ったらすぐに片付けしてみたいと思いました。改めて片付けの大切さを、理解できました、などの声がありました。

所管課所見について、市民会議は、本市の青少年健全育成の実施団体として、関係機関と相互に連携をとりながら、市民協働で、青少年の健全育成を目的とする諸事業活動を展開しており、市民会議本体及

び内部組織の青少協は、青少年健全育成活動に欠かせない団体です。特に、各青少協は夜間街頭をはじめ、校区内の学校行事の支援や、青少協単位にイベントへ参加することにより、地域と青少年の繋がりを増進し、地域ぐるみで青少年の健全育成に貢献しています。以上のことから、今後も継続して補助金を支出し、活動を支援する必要があると考えております。以上が、青少年健全育成市民会議の説明となります。

○説明ありがとうございます。ただいま補助金についての説明がありました。何か質問はございませんか。

○ちょっと教えていただきのですけども、31 ページで、団体概要の、2 番目のところの事業内容ですけども、とても素晴らしい活動していращやと思います。青少年の主張大会とかの森の家みんなとか、こういう活動、綱引きですね、もう毎年開催しているものプラス、何か。片付けとか初めて聞いたのですけどもこういうことも、事業としてやっているのだと思ったのですが、またこの辺のところはまた来年度はいろいろ変わってくるでしょうか。内容、定期で開催していることなのでしょうか。それから新春朗読会とかもですね、これも定期的なのかちょっと私は初めてだったので教えていただきたいなと思いました。

●資料の 38 ページに、令和 8 年度の事業計画案を掲載させてもらっていますが、今年度ですね現在のところは同様ですね、森の家みんなの事業や、新春朗読会、また青年の主張少年の主張大会等を実施する予定となっております。

○お片付け教室も、新春朗読会も、私が入ってからはずっとしているので、5 年、6 年以上の事業では新春朗読会も多分もっと長くしていると思います。

○1 点だけ確認です。この補助金の充当先が、もうほとんど人件費と、そこは運営のために必要だと思うのですが活動費の青少年青少協活動費ってことで 17 中校区への補助が、大きな金額を占めているのですけども、この 17 校のこの補助金を、受けた側のこの 8 万円の効果っていうか、どういったものに利用しているかとかですね。そういったものも、事務局の方には報告として、受け入れているものなののでしょうか。その費用対効果って意味でもこの 8 万円の補助がどう有効的に各 17 校で利用されているかっていう報告上がってくるのでしょうか。

●各青少協の方に毎年 8 万の助成金を交付しておりまして、その中で、各中校区での、いろいろ、様々なイベント、また旗頭フェスタのサポート等ですね、また清掃活動、その校区の毎年報告書というのをを出していたいている形となっております。

○他何か質問ございませんか。今の質問にちょっと付随するんですけど、この 8 万円が交付されるまで結構時間かかるっていう話も聞いて、立替払があったりするって聞いているんですけど。その辺の状況はいかなのでしょうか。すいませんちょっと説明が不十分だったんですけど、8 万円が補助として対象になることについて各校区実行委員会はわかっていると思うんですけど、その辺で、はたちの記念式典実行委員メンバ

ーが、どこまで、幾らまで購入等していいのかっていうのが、説明会では多分あるとは思うのですけど。

○この 8 万円と、はたちの記念式典の実行委員会に渡すお金は別です。この 8 万円は青少協会長が申請して支給、補助をするっていう形になっています。はたちの記念式典のものはまた別の方で申請しています。

○先ほどの質問に関連して、先ほど事務局から説明があったように 32 ページの補助の効果というのは、35 ページにある課の各活動費の主張大会や片付けとか、主体となっている事業の効果の説明はあるのですけども。この各中校区への 8 万円の効果とかが見えてこないの为先ほどお話ししたのですけども、でも逆にそこはもうあえて問わずに、もう各 17 校区に配布をしますよと、補助しますよということとどめているような支出でいいというふうに事務局で扱っているものなのか。やっぱり 17 校からもこの 8 万円をどういう有効活用したかっていうことですね、成果として、やっぱり最終的には、事務局に、この場にも報告すべきものなのかです。その支出についての扱いを教えてくださいと思います。

●34 ページの方をご覧くださいなのですが、実績報告書の中の事業の効果の 5 番目になりますが、先ほど説明のほうでは触れられていなかったのですが、各中校区青少年健全育成協議会への支援ですね、地域に根差した青少年健全育成活動を実施している青少協を支援することで、各中校区の夜間巡視や地域自主開催はたちの記念式典と地域単位で青少年育成を図ることができたということで、市民会議から那覇市に補助金の効果ということで報告しております。

(他質疑無しのため、会議進行)

那覇市子ども会育成連絡協議会：生涯学習課説明

●那覇市子ども会育成連絡協議会について、これから説明させていただきます。

39 ページをご覧ください。那覇市子ども会育成連絡協議会は、那覇市内における単位子ども会育成、子どもたちを支援、育成する青少年団体及び個人相互の連携を図り、地域子ども会の健全な活動ができるようにすることを目的に、市内で活動する子ども会を通す統括し、ジュニアリーダーの育成、子ども会指導者の育成等の各事業研修を行い、地域活性化、青少年育成を図っています。事業の内容といたしましては、以下の 4 点でございます。まず 1 つ目に、ジュニアリーダー育成講座です。子供会のリーダーの育成役である、中高生の育成を行っております。次に、リーダーシップ研修です。小学 4 年生から 6 年生を対象に宿泊研修を実施しております。そして 3 つ目に、育成者指導者研修です。単位子ども会の育成者や青少年団体の指導者を対象に研修を実施しております。最後に、各種イベントへの参加協力です。なは教育の日、子どもフェスタin那覇では、実行委員として参加し、運営を支えています。旗頭フェスタin那覇やなは教育の日、子どもフェスタin那覇への司会者派遣を行っています。続きまして、補助金概要、前年度決算額、今年度申請額、

主な充当先についてです。こちらは 40 ページから 42 ページがその資料となっております。那覇市は、同会の活動支援を図るため、運営補助を行っております。

42 ページをご覧ください。同会の令和 7 年度の収入決算額は 103 万 4850 円。そのうち 44 万 3000 円が那覇市からの補助金となっております。歳入の部の縦の項目の B と書いている列に書いています。収入に占める割合は、那覇市の補助金が収入に占める割合は、約 43% となっております。補助金の充当額については、41 ページの収支精算書をご参照ください。補助金充当額については支出の部の、縦の列の補助金充当額のところに書いています。運営費が 31 万 1659 円で、活動費が 13 万 1341 円となっています。続いて 44 ページをご覧ください。今年度は 47 万 5000 円の補助申請を受けております。こちらは収入の部の令和 8 年度予算の補助金になっています。補助金の主な充当先は、同会の事務手当や通信運搬費、研修費となっております。令和 8 年度は、活動運営に必要な備品購入への充当も予定されています。

最後に、39 ページに戻ってください。一番下のところの補助の効果、所管課所見について説明します。那覇市子ども会育成連絡協議会は、地域における子ども会、子ども会活動の活性化のために、リーダーの育成や指導者の研修会、安全教育等に力を入れており、公共性のある活動を行っている団体でございます。また、ジュニアリーダー育成講座やインリーダー宿泊研修を行い、児童生徒が自主性、協力協調性創造性を持つことを学ぶことで、リーダーとしての資質向上と、次世代を担う人材の育成に繋がりました。加えて、なは教育の日、旗頭フェスタ in 那覇、子どもフェスタ in 那覇等のイベントでは、ジュニアリーダー等が司会者、実行委員として参加するなど、日頃の研修の成果を生かせる機会づくりを行うとともに、青少年健全育成を図る上で重要な役割を担い、次世代のリーダーとして活躍できる経験を積むことができました。少子化や核家族化、ライフスタイルの変化に伴い、子供たちの成長に欠かせない様々な体験交流活動の機会が乏しくなるとともに、地域の繋がりが薄れつつある中で、同会の存在意義は高く、補助金を交付して、団体を支援することが必要と考えます。説明は以上になります。

※マイクの不具合（音声トラブル）が発生したため、簡易的な内容にとどめる※ 以下、質疑応答

○令和 7 年度決算報告書のうち、歳出の部について、「負担金」の項目があるが、そのうち「安全会費」330,000 円はどのような内容か。保険料か？

●安全共済会で徴収している子ども会費（保険料）400 円のうち、市子連の外（全国、県）に払う 300 円と回答。300 円×1,100（会員数）＝330,000 円。

○令和 7 年度決算報告書のうち、歳入の部「3.研修参加費」について、決算額が当初予算に比べ

167,200 円も減額しているのはなぜか。たとえば研修に参加する人数が減少したことで、参加収入費が減っているのか。また、減っているのだとすれば、なぜ減っているのか。

●その場では答えられなかったため、確認すると回答。

(他質疑無しのため、会議進行)

那覇市青年連合会：生涯学習課説明

(質疑無しのため、会議進行)

<全般的な質問>

○補助金の決定をこの場で行うものなのか。

●社会教育法について、社会教育委員へは意見を聴く場となっている。

○補助金チェックシートについては、どこがどう判断するものなのか。社会教育委員はみなくてもよいものなのか。市の判断が正しいかをチェックするのが社会教育委員(審議会)なのではないのか？

○会議の持ち方について、効果のあるなしについて評価できていない。PDCAが見えない、アンケートの効果などで示す必要があるのではないか。

○補助団体の公募はしないのか？他の団体がほしいとなったときに今の制度では申請がだせない。

○議論するには共通理解が必要、明確に示してほしい。どこまで意見をだしていいのかがわからない、何ををもってどう意見をいうのかわからない。

○3団体(市 P,市女、市民会議)が委員にいる。フェアではない。代弁には限界がある。

○社会の変化に応じて、補助団体の課題を把握して助言をするべきではないか。課題を把握しきれていない。困った団体をどう支えていくか、行政の大事なことである。

上記について、事務局が回答できていないものについては、後日、回答をする。

(他質疑無しのため、会議進行)

(2) D5 I 蒸気機関車の維持管理について

●諮問第 I 号 D5 I 蒸気機関車の維持管理の諮問理由について

那覇市教育委員会が所管する D5 I 蒸気機関車の維持管理の方向性について意見を求めたいので、諮問する。諮問事項は、那覇市教育委員会が維持管理する D5 I 蒸気機関車の維持管理に関し、安全管理の維

持や修繕が困難であることを主な理由とする車体の一部保存等の検討について社会教育委員の会議へ諮問を行うものである。

●与儀公園に設置されている D51 蒸気機関車の維持管理を教育委員会が行っているが、その維持管理の方向性について、今回諮問という形で付議している。まず初めに D51 が那覇市に渡ってきた経緯について説明。那覇市教育委員会のホームページをモニターで見えながら説明。

D51 は昭和 13 年(1938 年)に九州の小倉の工場で作られ、門司港をはじめ、九州管内を走った蒸気機関車。以後、昭和 47 年(1972 年)11 月にその役目を終えるまで走り続け、翌年 2 月に、当初は貸与という形であったが、那覇市に譲り渡された。昭和 47 年は沖縄の日本復帰の年であり、また、鉄道開通が 100 周年を迎えたことを記念として、当時の北九州市内の国鉄職員有志により、那覇市内の小学生を北九州に招待する「百人里親運動」が展開された。だいたい 1 週間ほどの期間で、当時の沖縄の子どもたちを迎え入れ、珍しいプロ野球観戦、遊園地、サーカスなどを楽しんだ。そのプログラムの一つに、門司にある SL を見学する機会があり、その後、子どもたちが特に印象に残った蒸気機関車について、門司鉄道管理局によって「沖縄に SL を送る運動」が展開され、全国から 1,400 万円の募金が集まり、D51 型の蒸気機関車が鹿児島から船で運ばれ、与儀公園に設置されたという経緯がある。ホームページでは、当時の輸送や設置の様子が写真で分かるようになっている。以後、教育委員会にて管理を続け、外面の塗装や板金修繕を業者をお願いする形で維持管理が続けられていた。

現在、既に移設から 50 年以上経過し、車体の老朽化が著しく進んでいる状態。令和 5 年度に JR 九州エンジニアリング株式会社に車両状態調査を依頼。調査報告の内容は、参考資料として付けている車両状況調査報告書からも確認できる。車体の上の部分、側面、配管、炭水車などのように範囲を分けて報告され、いずれの範囲も要注意箇所がある。一部、職員で撮影した写真も用意しており、モニターで確認。塗装剥がれは、車体外面、部品の落失など、配管周りがこのようになっている。こういった状況があるため車体の吊り上げが難しく、レールや枕木については判断できない状態。目視で確認できる範囲は調査報告書のとおり。この結果を受けて、JR 九州からは、「こういった形で維持するかの判断によるが、修繕を行うことで維持は可能である」との意見がある。しかし、県内では専門的な業者を確保することは見込めず、先に出てきた JR も、作業人員や作業日数の問題から修繕依頼を受けることもできないとの返答があった。

これまで塗装・板金修繕と維持を続けてきたが、やはり公園という多数の市民が利用する環境に設置されていることを踏まえ、安全性の確保が最優先であると考え。老朽化が進み、車体を支える枕木やレールの安全性を判断できず、また目視ではかなり劣化が進んでいる様子がある。そのため、今後の安全性について懸念している。また、旧那覇市民会館跡に新真和志複合施設の建設が計画されているが、これに合わせ

与儀公園の再編整備が行われる。これに際し、令和7年度に公園利用者向けのワークショップが開催され、参加者に D5I の現状も見てもらったが、車体の部分的な保存について肯定的なご意見が挙がった。

こういった公園整備のタイミングもあり、今後の D5I の維持管理の方向性について、社会教育委員の皆さまにご意見を伺いたいと諮問した。

<質疑応答>

○老朽化が進み、安全性を確保できないため、これからは維持管理をせずに、車体の一部を保管するという話か。

●車体全体を残すことも技術的には可能だが、やはり D5I が善意によって九州から送られてきて、沖縄の子供たちが初めて蒸気機関車を見た、沖縄の復帰のときに見た、という歴史を残していかなければならない。沖縄には機関車を修繕する業者がないため、このままでは車体が朽ちていく。そのため一部保存をし、この歴史を紡いでいけるよう、少し工夫をしたモニュメントを与儀公園に保存し、後世に伝えるという意味では一つの方法と考えた。教育委員会の維持管理の都合だけで、このような決定をすることも、もちろんふさわしくはないと考える。この D5I は、青少年の健全育成、子供たちが見たこともないものを見て、いろんな体験する、感動するということから、社会教育の一部と考えて、社会教育委員の会議に諮り、今後の方向性を決めていきたい。市としては、今後残していくと考えたときに、一部保存という形に舵を切ったほうがいいと考えた。

○一部保存の一部とはどこか。また、どこに保存する予定か。

●まだ考えていない。県外では車輪、プレート、前面部分のところもあるが、車体の台枠が腐食して厳しい部分は残すことが難しいと考える。もし一部保存となった場合は、市民の皆さん等の意見を聞きながら、方法を考えていく。展示場所は、現在の与儀公園と考える。

○屋根つき車庫の車と、野ざらしの車では劣化が違う。沖縄の雨風台風のところでは長期間の保存は難しいと思う。例えば、ドーム型の建物に入れるとか、例えば、どこかの施設の中に入れるとか、考えはありますか。もう1点、私は保育園関係で、数十年前に子供たちを連れて行くことがあったが、危険な場所というか、なかなか近づけないという中で、展示されていた。現在は改善されているのか。

●屋根のある建屋を作るなど、今のところ考えていない。公園内での建物は、建築基準法等の問題がある。また、D5I を覆うような建物と D5I の修繕になると大きな予算的な問題が生じる。そのため現状は検討していない。また、危険で近づけないことについては、毎年、車体の塗装板金を行っているが、腐食が進んでおり、例えば、表面を叩いても後ろの方で、さびている部分がパラパラと落ちるような音が聞こえる。これを

直すためには、クレーンで車体をつり上げる必要があるが、予算的な負担等の問題があり難しい。安全面での保証がないため、フェンス越しでの展示となっている。

●JR 九州の調査報告書では、修繕可能箇所が 39 カ所、修繕不可が 8 カ所、不明が 4 カ所あり、修繕可能な箇所の修繕方法は、簡易な当て板の補強溶接から新規での部品製作となり、修繕した場合の費用は不明。また、不明の箇所は、ボイラー部分を吊り上げて確認することが理由となっている。参考までに 2019 年に東村山市で同様の D51 の撤去、解体費用として約 2,000 万円の補正予算が可決されたが、解体の理由は、車体の老朽化による倒壊の危険性と、修繕費用に約 1 億 2,300 万円が見込まれたためとの報道があった。

○令和 5 年の調査報告書で、修繕を行うことで維持は可能と報告を受けたとあるが、この時に何故修繕していないのか。

●JR 九州に修繕が可能か、請負ってくれるのかということで打診をしたが、沖縄に修繕の人員を派遣して、長期間の修繕を行うと、業務に支障をきたすということで、修繕できないという回答があった。そのため、当て板の補強や、板金など、県内でできる修繕は行ってきた。

○他の業者は探したか。

●鉄道関係の業者は県内にないため探していない。

○1972 年に沖縄復帰があって、皆さんがお祝いしてくれて、子供たちのために 1,400 万のお金を出し合って、沖縄に送ってくれた D51 を、市は専門的にケアをせずにはたらかしにして、ボロボロになったから切り刻んで一部だけ残す。そういうまちですか、那覇市は。この那覇というまちが外からどういうふうに見られると思うか。文化政策というのはまちのイメージを形づくるもの。今日は技術的にいろんなマイナスの情報があり、大変だろうとは思いますが、提案のような処理をしてこのまちがリスペクトされるのか。大金がかかる、市からそんなお金を捻出できるかわからない、事実としてそれはあると思う。クラウドファンディングなどで助けてくださいというのも一つの手だと思う。できないという言い訳を探すより、できる知恵を探してほしい。

○私の友人は招待された 72 名のうちの 1 人で、招待された自分たちだけでなく、沖縄の子供たちに見てもらいたいとお願いをして、実際に D51 がやってきたことに大変感謝の気持ちがある。この恩返しの意味でも、できるだけそのままの状態に残して欲しいと託された。説明を聞くと、とっても難しいこととはわかるが、そういう特別な思いを持ってこの D51 を、ずっと与儀公園にあることを見守ってきた人がいるということを伝えたかった。

○例えば、市の歴史博物館の学芸員の方々にも D51 を愛している方がいる。禍根を残さないためにも相談してほしい

○予算の問題であれば、クラウドファンディングはできないのかと思う。できない探しよりどうやったら残せるか探しをしてほしい。今、岐路に差し掛かっていると感じる。

●私自身も D5I が来たときの年代。D5I に乗った、汽笛を鳴らしたという体験をした世代で、この D5I を部分的に保存に達するまでには非常に苦渋の判断。市としては公園の中にあるものとして、やはり安全性の確保が最優先と考えている。歴史的、そして文化的背景を D5I が背負っていることは重々承知している。与儀公園の再編整理があり、大体令和 11 年までであれば県道の拡幅に応じて、この部分に大きなクレーンを入れてさわれるタイミングがある。そのため予算の関係もあり、期限を持ちながら、諮問の答申時期を令和 8 年度中としている。

○私も近所で生まれ育ったため、非常に思いがある。壊すのは簡単だと思う。だからこそ、できない探しよりできる方法をもっと市民巻き込んで探して欲しい気持ちがある。旧市民会館は複合施設に変わっていき、公園も変わっていく。まちを変える良い機会として、改めて D5I の存在意義を見せていけば、首里城を復興させるだけの力はあるため、県内、県外からもクラウドファンディングでできると思う。また、D5I は那覇市が管理しているが、沖縄県としてもすごく価値があるものだと思うが、県の補助や支援はないのか。復興できるのであれば 1 億は安いと思う。また可能であれば公園の利用者等からの収入の一部が修繕費に回る仕組みの検討をしてほしい。安全を第一にするのは誰もが重要視することで、公園や旧市民会館の期限があるからしょうがないで終わらせて欲しくない。この議論を形だけにするのではなく、時間をかけて議論をして欲しい。

○皆さん貴重な意見ありがとうございます。

本日は第 1 回の意見交換会の後に現場の視察も予定していましたが、時間の関係で別日での調整となります。

○最終的に我々の答申書が重要な書類になるため、次回は現場視察を行って、その後に技術的なこと、予算的なこと、県の支援等、そういった比較できる資料を準備し、議論する時間がほしい。

○以上ですべての議事が終了いたしました。

<閉会前、事務局からの連絡事項>